

報 告 第 3 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

写

専決第3号

処 分 書

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第7号）について

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

新居浜市長 古川 拓哉

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,575,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		4,147,569	44,759	4,192,328
	3. 委託金	371,006	44,759	415,765
19. 繰入金		1,261,178	2,714	1,263,892
	1. 基金繰入金	1,261,178	2,714	1,263,892
歳入合計		56,528,439	47,473	56,575,912

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

